

公 告

（ 熊本河川国道事務所における災害時等応急対策に関する基本協定の締結 ）

次のとおり公告します。

令和4年1月26日

国土交通省 九州地方整備局
熊本河川国道事務所長 三保木 悦幸

1. 基本協定の概要等

（1）基本協定の目的

熊本河川国道事務所における災害時等応急対策に関する基本協定（以下「本協定」という。）は、熊本河川国道事務所（以下「当事務所」という。）の直轄管理区間、または、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害等の応急対策に関し、あらかじめ特定の企業と協定締結することにより、緊急時の点検・調査・測量・設計・航空写真撮影及び応急復旧工事、公物管理を行う上で必要な緊急作業等（地震等に伴う巡回、雪寒対策、疫病等の拡散防止対策など）を迅速に実施し、災害等の拡大防止と施設被害の早期復旧に資することを目的とする。

（2）協定対象区域及び協定対象企業数等

本協定の対象は、「業務分野（測量・設計部門、地質調査部門、流量検討・河道計画検討等部門及び航空写真撮影部門）」、「工事分野（河川部門、道路部門及び災害対策用機械部門）」とし、公募する協定対象区域及びその協定対象企業数は、下記のとおり予定している。

なお、本協定の締結は分野・協定対象区域毎に行い、他の分野・協定対象区域と重複することはできない。ただし、「災害対策用機械部門」については、工事分野の「河川部門」「道路部門」と、重複して締結することができる。

また「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害等の対応を要請する場合がある。

【業務分野】

対 象 部 門	協定対象区域	R4年度協定対象企業数	R3年度協定企業数
測量・設計	熊本河川国道事務所管内	23社程度	23社
地質調査	熊本河川国道事務所管内	14社程度	14社
流量検討・河道計画検討等	熊本河川国道事務所管内	5社程度	3社
航空写真撮影	熊本河川国道事務所管内	5社程度	4社

※本協定で各企業と締結する協定区間は、協定対象区域と同一の範囲である。

当事務所が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第27条の規定に基づき管理区間外の事務を行う場合には、その事務を行う範囲を本協定の対象区域とする。

【工事分野】

対 象 部 門	協定対象区域	R4年度協定対象企業数	R3年度協定企業数
河 川	白川出張所管内	9 社程度	9 社
	緑川下流出張所管内	9 社程度	9 社
	緑川上流出張所管内	6 社程度	6 社
道 路	阿蘇国道維持出張所管内	7 社程度	7 社
	熊本維持出張所管内	8 社程度	8 社
	山鹿維持出張所管内	7 社程度	7 社
	八代維持出張所管内	9 社程度	9 社
災害対策用機械	熊本河川国道事務所管内	1 2 社程度	1 2 社

※本協定で各企業と締結する協定区間は、別紙－１～５で示すと通りの区間（出張所毎の基本協定区間を番号で表示）を予定している。

- 別紙－１ 河川部門協定区間一覧
- 別紙－２ 河川部門協定区間模式図（白川）
- 別紙－３ 河川部門協定区間模式図（緑川）
- 別紙－４ 道路部門協定区間一覧
- 別紙－５ 道路部門協定区間位置図

①「河川部門」における補足説明

河川部門で協定を締結した企業は、洪水時及び地震発生時等において担当出張所長より要請があった場合、協定区間の河川巡視を行うものとし、この河川巡視については、１．（５）でいう災害が発生した場合等における業務又は工事の請負契約とは別に「熊本河川国道事務所管内災害時河川巡視」の契約を行うものとする。また、同契約において、担当出張所管内の連絡員を選任して契約する場合がある。

②「道路部門」における補足説明

道路部門で協定を締結した企業は、災害対策基本法第７６条の６に基づく車両移動等についての出動要請をする場合がある。

③「災害対策用機械部門」における補足説明

工事分野の本協定を締結した企業（河川・道路部門）のうち、「熊本河川国道事務所における災害時等応急対策（災害対策用機械）に関する基本協定」（以下「災害対策機械協定」という。）を締結する者を、提出された技術資料を基に総合的な評価により特定する。ただし災害対策機械協定の締結を希望しない企業は除く。

災害対策機械協定は、災害が発生若しくは災害の発生が予想される場合に以下の作業を行うものとする。

１. 当事務所又は九州地方整備局が保有する災害対策用機械類を指定した場所に運搬すること。
２. 前項により運搬した災害対策用機械類を必要に応じて設置・運転・撤去を行うこと。

災害対策機械協定の対象範囲は熊本河川国道事務所管内を基本とするが、状況により他地方整備局管内及び地方自治体への出動要請を行う場合もある。

（３） 協定期間 令和４年４月１日（予定） ～ 令和５年３月３１日

（４）協定を締結する企業の特定

- １）本協定を締結する企業は、本協定の締結を希望する企業より特定する。
本協定の締結を希望する企業は、技術資料を提出するものとする。

提出は1部門のみとし重複提出を認めない。

但し、工事分野の「河川部門」又は「道路部門」の本協定締結を希望する企業は、「災害対策用機械部門」の本協定締結を重複して希望することができる。

2) 提出する技術資料は、下記のとおりとする。

【業務分野】

- ①技術者の所在地（流量検討・河道計画検討等部門は除く）
- ②災害を想定した簡易な施工計画（「航空写真撮影」部門においては撮影計画）
- ③有資格技術者数等
- ④対象部門の企業としての業務実績

【工事分野】

- ①本店及び工事基地の所在地
- ②災害を想定した簡易な施工計画
- ③有資格技術者数等
- ④対象部門の企業としての工事实績
- ⑤資機材等の調達能力
- ⑥災害協定等の実績

[災害対策用機械部門]（工事分野の技術資料に下記を追加）

- ⑦有資格技術者等（自社・協力会社名を記載）
- ⑧有資格技術者として記載した配置可能技術者（自社・協力会社名を記載）で大型自動車運転手の所属する派遣基地（本社又は営業所等）から熊本河川国道事務所緑川下流出張所までの距離

3) 提出された技術資料を基に総合的な評価によって各部門の協定対象区域毎（又は基本協定区間毎）に協定対象企業を特定する。

ただし、「2. 参加資格要件」に該当しない者については特定しない。

なお、締結する基本協定区間の設定については、当事務所において決定するものとする。

4) 特定の協定対象区域又は基本協定区間に希望が集中する等、協定対象企業数に過不足が生じた場合は、技術資料を提出した企業の範囲内で調整を行うことがある。

調整とは、希望する協定対象区域又は基本協定区間以外での協定を締結する場合や、協定対象区域内において複数区間の協定を締結する場合とする。

5) 「2. 参加資格要件」を満たした者の内から、1.（4）3）の評価に応じ協定対象区域全体を範囲とした協定の締結を行うことがある。

（5）本協定締結後の業務又は工事等の請負契約

1) 本協定締結後に災害が発生した場合等にあつて、当事務所が業務又は工事等の実施が必要と判断した場合は、当事務所は対象となる区間の協定を締結した企業（以下「協定企業」という。）に対して、必要となる業務又は工事等の実施の要請を行うものとし、あわせて両者は業務又は工事等の請負契約を速やかに締結するものとする。

2) 1) に該当する場合であっても、当事務所が諸般の事由から対象となる協定区間の協定企業に

業務又は工事等を実施させることが適切でないと判断した場合は、同部門の他の協定企業の了解を得て、必要となる業務又は工事等の実施の要請を行うことができるものとし、この場合は当該企業を相手として業務又は工事等の請負契約を速やかに締結するものとする。

3) 災害対策用機械部門は、災害等が発生し応急対応を実施する場合には、当該協定業者の中から、前項(4)の評価に基づき契約締結業者の優先順位を決定したうえで、速やかに契約締結するものとする。

4) 本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、業務又は工事は行わない。

2. 参加資格要件

【業務分野、工事分野共通】

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 技術資料の提出期間中において、九州地方整備局長から 工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止及び建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 当事務所の直轄管理区間において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合、協定対象区域（業務の場合は当事務所）へ配置予定技術者が概ね30分以内に到着できる体制を確保できること。（流量検討・河道計画検討等部門は除く）
- (6) 直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合に備え、人材等の体制が確保できること。

【業務分野】

- (7) 「業務分野」については、九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度の土木関係建設コンサルタントの一般競争（指名競争）参加資格が認定されていること。
なお、認定されていない者は、当該協定を無効とする。
- (8) 1) 「業務分野：測量・設計部門、地質調査部門、航空写真撮影部門」については、本店・支店等（一般競争（指名競争）参加資格申請書に記載された本店・支店等の住所で、配置予定技術者が恒常的に常駐しているところに限る。以下同じ）が熊本県内に所在すること。
また、熊本県内の本店・支店等に常駐し3ヶ月以上雇用関係を有する技術者で、以下の資格

を有する者を配置できること。

「測量・設計部門」：測量士 1 名以上かつ、博士、技術士又はRCCM 1 名以上。

資格区分は下記のとおりとする。

博 士：土木工学系に限る

技術士：建設部門又は総合技術監理部門〔選択科目が建設部門のものに限る〕

RCCM：河川、砂防及び海岸・海洋部門、港湾及び空港部門、電力土木部門、
道路部門、鉄道部門、都市計画及び地方計画部門、土質及び基礎部門、
鋼構造及びコンクリート部門、トンネル部門、施工計画、
施工設備及び積算部門、建設環境部門)

「地質調査部門」：博士、技術士又はRCCM 1 名以上。

資格区分は下記のとおりとする。

博 士：土木工学系に限る

技術士：建設部門、応用理学部門〔選択科目が地質に限る〕、
総合技術監理部門〔選択科目が建設部門又は応用理学―地質に限る〕

RCCM：河川、砂防及び海岸・海洋部門、港湾及び空港部門、電力土木部門、
道路部門、鉄道部門、都市計画及び地方計画部門、地質部門、
土質及び基礎部門、鋼構造及びコンクリート部門、トンネル部門、
施工計画、施工設備及び積算部門、建設環境部門

「航空写真撮影部門」：測量士 1 名以上

2)「業務分野：流量検討・河道計画検討部門」については、九州管内に本店・支店等（一般競争（指名競争）参加資格申請書に記載された本店・支店等の住所による。）を有していること。また、以下の資格を有する者を配置できること。

「流量検討・河道計画検討等部門」：博士、技術士又はRCCM 1 名以上。

資格区分は下記のとおりとする。

博 士：土木工学系に限る

技術士：建設部門又は総合技術監理部門〔選択科目が建設部門のものに限る〕

RCCM：河川、砂防及び海岸・海洋部門、港湾及び空港部門、電力土木部門、
道路部門、鉄道部門、都市計画及び地方計画部門、土質及び基礎部門、
鋼構造及びコンクリート部門、トンネル部門、施工計画、
施工設備及び積算部門、建設環境部門)

（9）災害を想定した簡易な施工計画（航空写真撮影部門においては撮影計画）が適切であること。

【工事分野】

（10）「工事分野」については、九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度の一般土木工事に係るC等級の一般競争（指名競争）参加資格が認定されていること。

なお、認定されていない者は、当該協定を無効とする。

（11）「工事分野」については、建設業法に基づく主たる営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。）が熊本県内に所在すること。

(12) 災害を想定した簡易な施工計画が適切であること。

(13) 「工事分野」については、本協定に基づく請負契約を取り交わす時点において、法定外労働災害補償制度に加入していること。当補償制度については、元請・下請を問わず補償できる保険であること。なお、法定外労働災害補償には、工事現場単位で臨時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、いずれの方式であっても差し支えない。

(14) 経常建設共同企業体にあつては、九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和3・4年度の一般土木工事に係るC等級の一般競争（指名競争）参加資格が認定されていること。なお、令和5年3月31日まで経常建設共同企業体の解散及び各構成員の変更をしないこと。また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。

3. 基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒861-8029

熊本市東区西原1丁目12-1

国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所

[業務分野：測量・設計部門、地質調査部門] 担当：道路管理第二課長 及び 維持係長
及び[工事分野：道路部門] 電話 096-382-1215

[工事分野：河川部門] 担当：工務第一課長 及び 専門職
電話 096-382-1152

[業務分野：流量検討・河道計画検討等部門、航空写真撮影部門] 担当：調査第一課長 及び 専門職
電話 096-382-1132

[工事分野：災害対策用機械部門] 担当：防災課長 及び 専門官
電話 096-382-0655

(2) 技術資料等の交付期間、場所及び方法

① 交付期間： 令和4年1月26日（水）から令和4年2月24日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

② 交付場所：

[業務分野：測量・設計部門、地質調査部門] 道路管理第二課 内

及び[工事分野：道路部門、災害対策用機械部門]

[業務分野：流量検討・河道計画検討等部門、航空写真撮影部門] 調査第一課 内

[工事分野：河川部門、災害対策用機械部門] 工務第一課 内

③ 交付方法： 手渡しにより、電子媒体(CD)で交付する。

(3) 技術資料の提出期間、場所及び方法

① 提出期間： 令和4年1月26日（水）から令和4年2月25日（金）までの土曜日、

日曜日及び祝日を除く毎日、９時３０分から１７時００分まで

② 提出場所： 上記３．（２） ②に同じ。

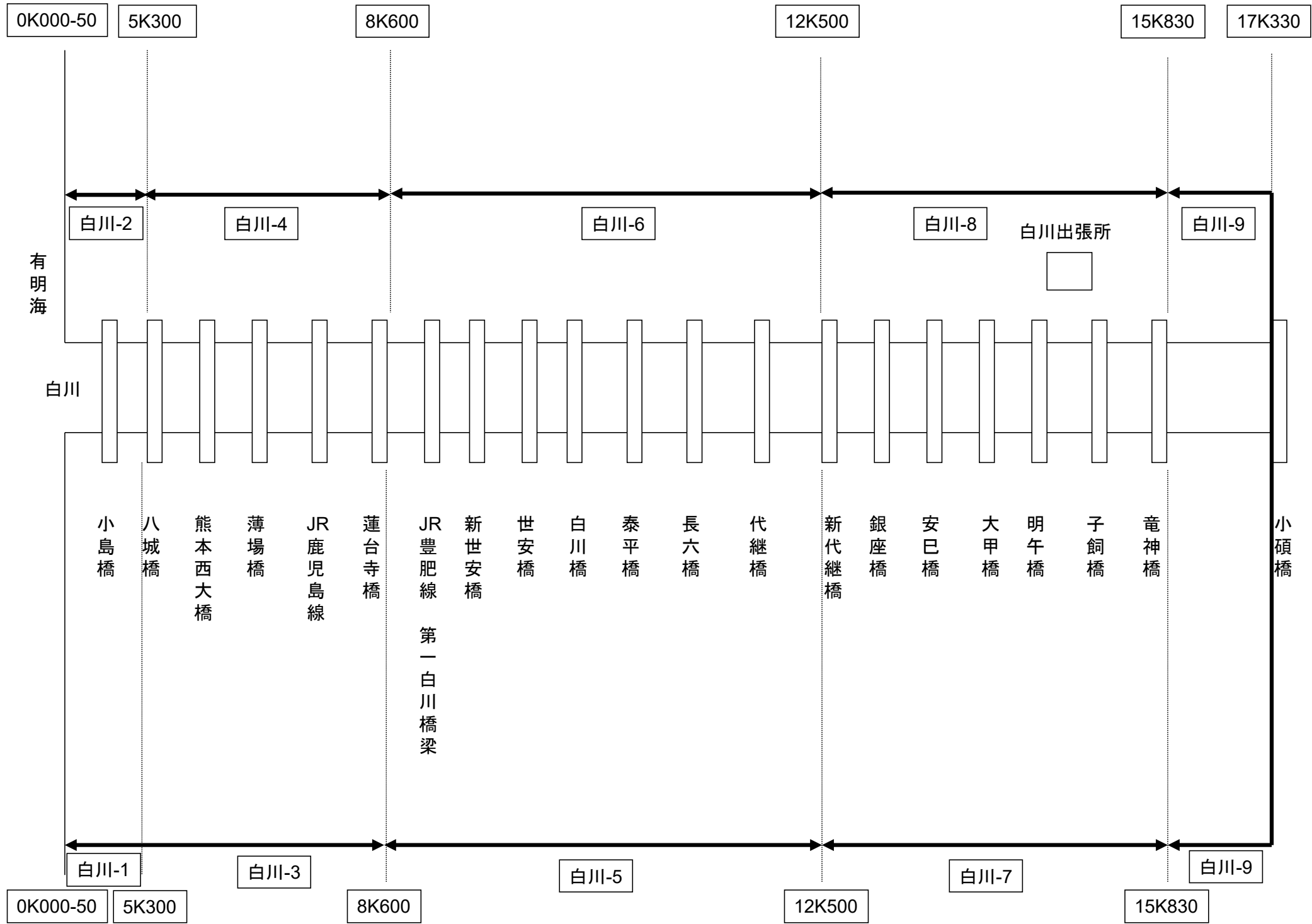
③ 提出方法： 持参又は郵送等により提出する。
郵送は書留郵便に限る。宅送は書留郵便と同等のものに限る。
提出期間内に必着。

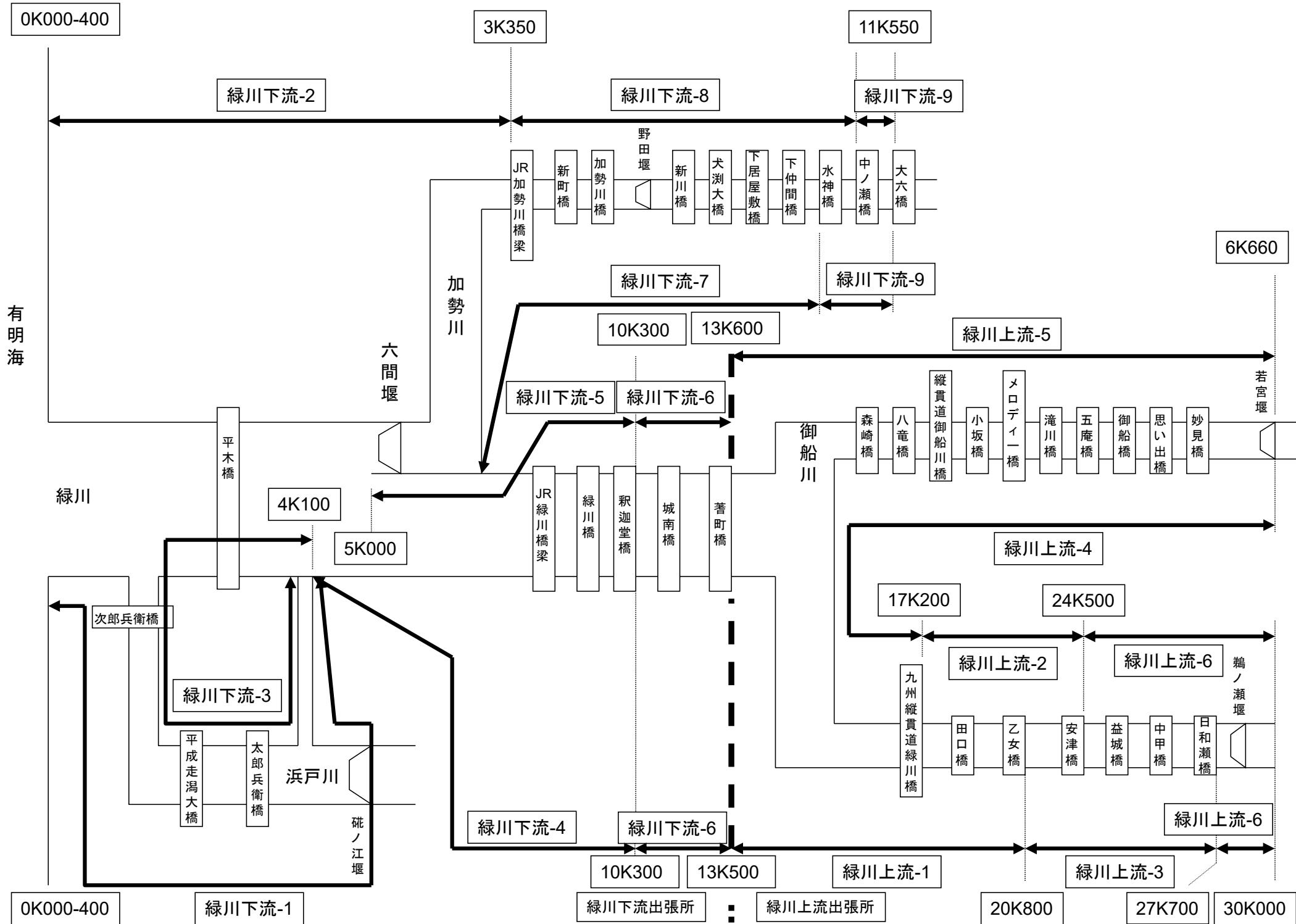
４．その他

技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等については、「技術資料等説明書」による。

熊本河川国道事務所における災害時等応急対策に関する基本協定区間一覧 (河川部門)

出張所名	区間番号	基本協定区間	区間長(Km)
白川	1	白川本川左岸: 河口(0K-50) ~ 八城橋下流端(5K300)	5K350
	2	白川本川右岸: 河口(0K-50) ~ 八城橋下流端(5K300)	5K350
	3	白川本川左岸: 八城橋下流端(5K300) ~ 蓮台寺橋上流端(8K600)	3K300
	4	白川本川右岸: 八城橋下流端(5K300) ~ 蓮台寺橋上流端(8K600)	3K300
	5	白川本川左岸: 蓮台寺橋上流端(8K600) ~ 新代継橋下流端(12K500)	3K900
	6	白川本川右岸: 蓮台寺橋上流端(8K600) ~ 新代継橋下流端(12K500)	3K900
	7	白川本川左岸: 新代継橋下流端(12K500) ~ 龍神橋上流端(15K830)	3K330
	8	白川本川右岸: 新代継橋下流端(12K500) ~ 龍神橋上流端(15K830)	3K330
	9	白川本川左右岸: 龍神橋上流端(15K830) ~ 小碩橋下流端(17K330)	3K000
緑川下流	1	緑川本川左岸: 河口(0K-400) ~ 浜戸川左岸合流点 ~ 浜戸川左岸砦ノ江堰上流60m 及び 浜戸川右岸砦ノ江堰上流120m ~ 旧川箇所の上流上流端(緑川4K100)	2K500 6K500
	2	緑川本川右岸: 河口(0K-400) ~ 加勢川右岸 JR加勢川橋梁下流端(3K350)	8K550
	3	緑川本川左岸: 2K500 ~ 4K100 浜戸川右岸: 0K000 ~ 浜戸川右岸砦ノ江堰上流120m ~ 旧川箇所の右岸上流端(緑川3K900)	1K600 6K500
	4	緑川本川左岸: 4K100 ~ 釈迦堂橋上流端(10K300)	6K200
	5	緑川本川右岸: 5K000 ~ 釈迦堂橋上流端(10K300)	5k300
	6	緑川本川左岸: 釈迦堂橋上流端(10K300) ~ 蒼町橋上流端(13K500) 緑川本川右岸: 釈迦堂橋上流端(10K300) ~ 蒼町橋上流端(13K600)	3k200 3k300
	7	加勢川左岸: 中無田閘門上流100m(2k100) ~ 水上橋下流端(8K100)	6K000
	8	加勢川右岸: JR加勢川橋梁下流端(3K350) ~ 中ノ瀬橋下流端(9K700)	6K350
	9	加勢川左岸: 水上橋下流端(8K100) ~ 大六橋下流端(11K550) 加勢川右岸: 中ノ瀬橋下流端(9K700) ~ 大六橋下流端(11K550)	3k450 1K850
緑川上流	1	緑川本川左岸: 蒼町橋上流端(13K500) ~ 乙女橋上流端(20K800)	7K300
	2	緑川本川右岸: 九州縦貫道緑川橋上流端(17K200) ~ 安津橋上流端(24K500)	7K300
	3	緑川本川左岸: 乙女橋上流端(20K800) ~ 日和瀬橋上流端(27K700)	6K900
	4	緑川本川右岸: 御船川合流点 ~ 九州縦貫道緑川橋上流端(17K200) 御船川左岸: 緑川合流点 ~ 御船川左岸直轄区間上流端(6K660)	2K250 6K660
	5	緑川本川右岸: 蒼町橋上流端(13K600) ~ 御船川右岸直轄区間上流端(6K660)	7K860
	6	緑川本川右岸: 安津橋上流端(24K500) ~ 直轄区間上流端(30K000) 緑川本川左岸: 日和瀬橋上流端(27K700) ~ 直轄区間上流端(30K000)	5k500 2K300





R4 熊本河川国道事務所における災害時等応急対策に関する基本協定区間一覧（道路部門）

出張所名	区間 番号	基 本 協 定 区 間	延長（km）
阿蘇国道 維持	1	57号 48k993 ～ 57k500	8k507
	2	57号 57k500 ～ 65k100	7k600
	3	57号 65k100 ～ 71k400	6k300
	4	57号 71k400 ～ 77k400	6k000
	5	57号 77k400 90k200	12k800
	6	57号 90k200 ～ 100k724	10k524
	7	57号 北側復旧道路 76k433 ～ 88k903	12k470
熊本維持	1	3号 180k880 ～ 191k100	10k220
	2	3号 191k100 ～ 202k000	10k900
	3	57号 100k724 ～ 106k745	6k021
	4	57号 106k745 ～ 116k540	9k795
	5	57号 124k989 ～ 139k200	14k211
	6	57号 139k200 ～ 153k180	13k980
	7	中央道 0k900 ～ 9k900	9k000
	8	中央道 9k900 ～ 12k600	2k700
山鹿維持	1	3号 145K578 ～ 161k500	15k922
	2	3号 161k500 ～ 170k600	9k100
	3	3号 170k600 ～ 180k880	10k280
	4	3号植木BP 176k340 ～ 178k500	2k160
		208号 0K200 ～ 9k900	9k700
	5	208号 9k900 ～ 20k200	11k000
	6	208号 20k200 ～ 31k900	11k700
	7	3号 熊本北BP 180k880 ～ 188k480	7k600
八代維持	1	3号 202k000 ～ 208k500	6k500
	2	3号 208k500 ～ 215k905	7k405
	3	3号 215K905 ～ 220k657	4k752
	4	3号 220k657 ～ 230k120	9k463
	5	3号 230k120 ～ 240k000	9k880
	6	3号 240k000 ～ 247K850	7k850
	7	3号 247K850 256k400	8k550
	8	3号 256k400 ～ 266k540	10k140
	9	3号 266K540 ～ 286K357	19K817

R4 災害時等応急対策に関する基本協定区間(道路部門)位置図

